

## 山梨市下水道加入促進補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山梨市下水道条例（平成17年山梨市条例第206号。以下「下水道条例」という。）第2条第5号に規定する処理区域内における下水道の普及促進を目的に、排水設備等改造工事を実施する者に対し、補助金を交付するものとし、山梨市補助金等交付規則（平成17年山梨市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 補助金の対象工事は、くみ取便所を水洗便所に改造する工事、汚水の排水設備を設置する工事又は単独浄化槽若しくは合併浄化槽を取り壊す工事（以下「改造工事」という。）とする。

### (補助の対象者)

第3条 補助金の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 下水道条例の規定による処理区域の公示をした日から1年以内に、公共下水道への接続工事の申請を行った者
  - (2) 下水道条例の規定による処理区域の公示をした日から3年以内に、くみ取便所を改造し公共下水道への接続工事の申請を行った者
  - (3) 供用開始区域内にあり、平成12年6月以降に設置した合併浄化槽を廃止し、公共下水道への接続工事の申請を行った者
  - (4) 供用開始区域内の65歳以上で構成された世帯に居住する者で、公共下水道への接続工事の申請を行った者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。
- (1) 建物の新築に伴う申請である者
  - (2) 販売の目的で排水設備等改造工事を行う者
  - (3) 排水設備等改造工事について当該建築物の所有者の同意を得ない者
  - (4) 市税及び下水道事業受益者負担金（山梨市下水道事業受益者負担金に関する条例（平成17年山梨市条例第208号））を滞納している者
  - (5) 下水道事業受益者負担金等の減免を受けた者
  - (6) 敷地内の汚水排水設備の一部だけを接続する者
  - (7) 敷地内で以前に山梨市下水道加入促進補助金の交付を受けた者
  - (8) 国、県、市及びそれに準ずる施設の申請である者
  - (9) 排水設備等改造工事に対し、他に公共機関から補助金等の交付を受ける者

### (補助金の額)

第4条 補助金は改造工事費の3分の1以内かつ10万円を限度とする。

2 前項で定める補助額に1,000円未満の端数があるとき、これを切り捨てるものとする。

る。

(補助金交付申請及び決定)

- 第 5 条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、山梨市下水道加入促進補助金交付申請書（様式第 1 号）に別に定める関係書類を添付して、排水設備等計画確認通知を受けた日から 10 日以内に市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、山梨市下水道加入促進補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の審査により補助金の交付をしないと決定したときは山梨市下水道加入促進補助金不交付通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

- 第 6 条 申請者は、当該工事が完了したときは、10 日以内に山梨市下水道加入促進補助金工事完了実績報告書（様式第 5 号）に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 7 条 市長は、山梨市下水道加入促進補助完了実績報告書等の書類を審査し、現地を確認の上、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、山梨市下水道加入促進補助金交付確定通知書（様式第 6 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

- 第 8 条 申請者は、前条の規定による確定の通知を受けた日から起算して 10 日以内に山梨市下水道加入促進補助金請求書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

- 第 9 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

- 第 10 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

- 第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、平成 34 年 3 月 31 日に限り、その効力を失う。ただし、その時までに第 5 条第 1 号に規定する交付申請を行った者に対する補助金の交付については、この要綱は、その時以降もなおその効力を有する。

山梨市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

山梨市下水道加入促進補助金交付申請書

山梨市下水道加入促進補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので申請します。

なお、山梨市下水道加入促進補助金交付要綱第3条に定める、補助対象者を確認するために市が住民基本台帳、戸籍台帳、固定資産台帳等について照合を行うことに同意します。

工事場所		山梨市			
申請 家屋	所有者	住所			
		氏名	印 電話		
	使用者	住所			
		氏名	印 電話		
建物の種類					
申請要件 (該当要件に )		1 供用開始1年以内 2 くみ取便所改造による供用開始3年以内 3 合併浄化槽の廃止( 年 月設置) 4 65歳以上の世帯			
使用者及び同居者 (申請要件4に を した場合)		使用者との続柄	氏名	生年月日	年齢
		本人			
工事費		円	補助金申請額	円	

- 添付書類
- 1 市税の納税証明書(様式第2号)
  - 2 排水設備等計画確認申請書の写し
  - 3 工事見積書
  - 4 その他市長が必要と認めたもの

様式第2号(第5条関係)

市税等納税証明請求書

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住所

氏名

印

山梨市下水道加入促進補助金交付申請に使用するため、下記の事項について証明を請求します。

記

申請者に現在、市県民税(特別徴収分、普通徴収分)

法人市民税

国民健康保険税

固定資産税(共有分も含む)

軽自動車税

の滞納がないこと。

以上

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

山梨市長

印

様式第3号(第5条関係)

第 年 月 日 号

様

山梨市長

印

山梨市下水道加入促進補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市下水道加入促進補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、山梨市下水道加入促進補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

1 この補助金の対象は 年 月 日付けで申請のあった排水設備等改造工事で補助金交付申請書記載のとおりとする。

補助金の額

円

2 この補助金を交付申請書記載以外の経費に使用したときは、補助金の返還を求められることがある。

様式第 4 号 ( 第 5 条関係 )

第 号  
年 月 日

様

山梨市長

印

山梨市下水道加入促進補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった山梨市下水道加入促進補助金について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、山梨市下水道加入促進補助金交付要綱第 5 条第 3 項の規定により通知します。

理由

様式第 5 号 ( 第 6 条関係 )

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

山梨市下水道加入促進補助金工事完了実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定の通知を受けた排水設備工事について、下記のとおり工事が完了したので山梨市下水道加入促進補助金交付要綱第 6 条の規定により、報告します。

記

1 工事完成日 年 月 日

2 工事費 円

3 添付書類

- (1) 工事契約書及び領収書の写し
- (2) 工事精算書 ( 精算額の内訳が確認できるもの )
- (3) 工事写真 ( 施工前、施工中及び完了時が確認できるもの )
- (4) その他、市長が必要と認める書類



様式第 6 号 ( 第 7 条関係 )

第 年 月 日  
号

様

山梨市長

印

山梨市下水道加入促進補助金交付確定通知書

年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、山梨市下水道加入促進補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

交付決定額

円

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

山梨市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

印

山梨市下水道加入促進補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知を受けた山梨市下水道加入促進補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

2 補助金振込先

金融機関名	店名	口座番号	口座名義(申請者本人)
		普通・当座	(フリガナ) 名義人